

# 令和 7 年度採用 練馬区会計年度任用職員（青少年育成地区指導員）採用選考募集案内

## 1 募集人数、職務内容および勤務場所

採用予定数	職務内容	勤務場所
若干名	(1) 青少年育成地区委員会の事業に対する指導・助言に関すること (2) 青少年育成地区委員会の事業運営、事業に関わる事務および事業報告に関すること (3) 区と青少年育成地区員会との連絡 (4) 担当地区における青少年団体との連絡および調整 (5) その他必要に応じた青少年育成地区委員会事務局長への補佐	青少年育成地区委員会 事務局 欠員の状況により、いずれかの地区に配属予定 (3～4P参照)

## 2 申込資格

次のいずれかに該当する方で、地方公務員法第 16 条各号(欠格条項)のいずれにも該当しない方

- (1) 教育に関わる職に従事した経験を 3 年以上有する者
- (2) 青少年に関わる事務に従事した経験を 3 年以上有する者
- (3) 青少年育成活動に直接携わった経験を 3 年以上有する者

## 3 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日（1 年間）

選考のうえ、同一の職務内容と認められる職に再度の任用を行うことがあります。

## 4 勤務条件

報酬額 月額 134,077 円（地域手当相当額を含む）

報酬の支給日は、当月 15 日です。

採用されるまでに給与改定が行われた場合には、その額によります。

通勤に伴う交通費相当額を支給します。（1 か月の上限額 55,000 円）

この他に期末・勤勉手当の支給があります。

勤務日数 月 11 日勤務

勤務時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（休憩を除く 7 時間 45 分）

ただし、行事や夜間の会議等がある日は、休憩を除く 7 時間 45 分勤務の範囲で勤務開始時間が変わります。

例) 午後 8 時までの会議が予定されている場合

午前 11 時 15 分から午後 8 時（休憩を除く 7 時間 45 分）の勤務

休憩時間 原則 12 時から午後 1 時（ただし、行事や夜間の会議等がある時などの場合は、それに応じて休憩時間もずれることがあります。）

勤務を要しない日 年未年始およびその他指定日

時間外労働 原則 無し

加入保険 健康保険（有・**無**）、厚生年金保険（有・**無**）、雇用保険（有・**無**）

年次有給休暇 所定の年次有給休暇を付与します。

## 5 選考方法・日程等

書類および面接による選考を行います。

面接

日時 令和7年1月17日（金）

会場 練馬区役所本庁舎 19階 1902会議室 時間は1月8日までに連絡予定

選考結果発表

令和7年2月5日（水）までに結果通知発送予定

## 6 申込方法

つぎの書類を令和6年12月20日（金）午後5時（必着）で、下記申込先に郵送または直接持参してください。郵送の場合は、簡易書留や配達記録郵便などのご利用をお勧めいたします。（不着の際の問い合わせについては対応できません。）

所定の受験申込書（写真添付）

「青少年との関わりから学んだこと」をテーマとした小論文（800字～1千200字内、様式400字詰め原稿用紙）

受験日当日に地方公務員法第16条各号のいずれかもしくは民法の規定に該当する方は受験できません。

○地方公務員法

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心身耗弱を原因とするもの以外）は選考を受けることができません。

## 7 その他

ご提出いただく書類に記載されている個人情報、採用選考関係のみに使用します。また、提出された申込書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。

申込書において、過去の「性的虐待」や「わいせつ行為」による処分等の有無について確認をさせていただいております。あらかじめご了承ください。

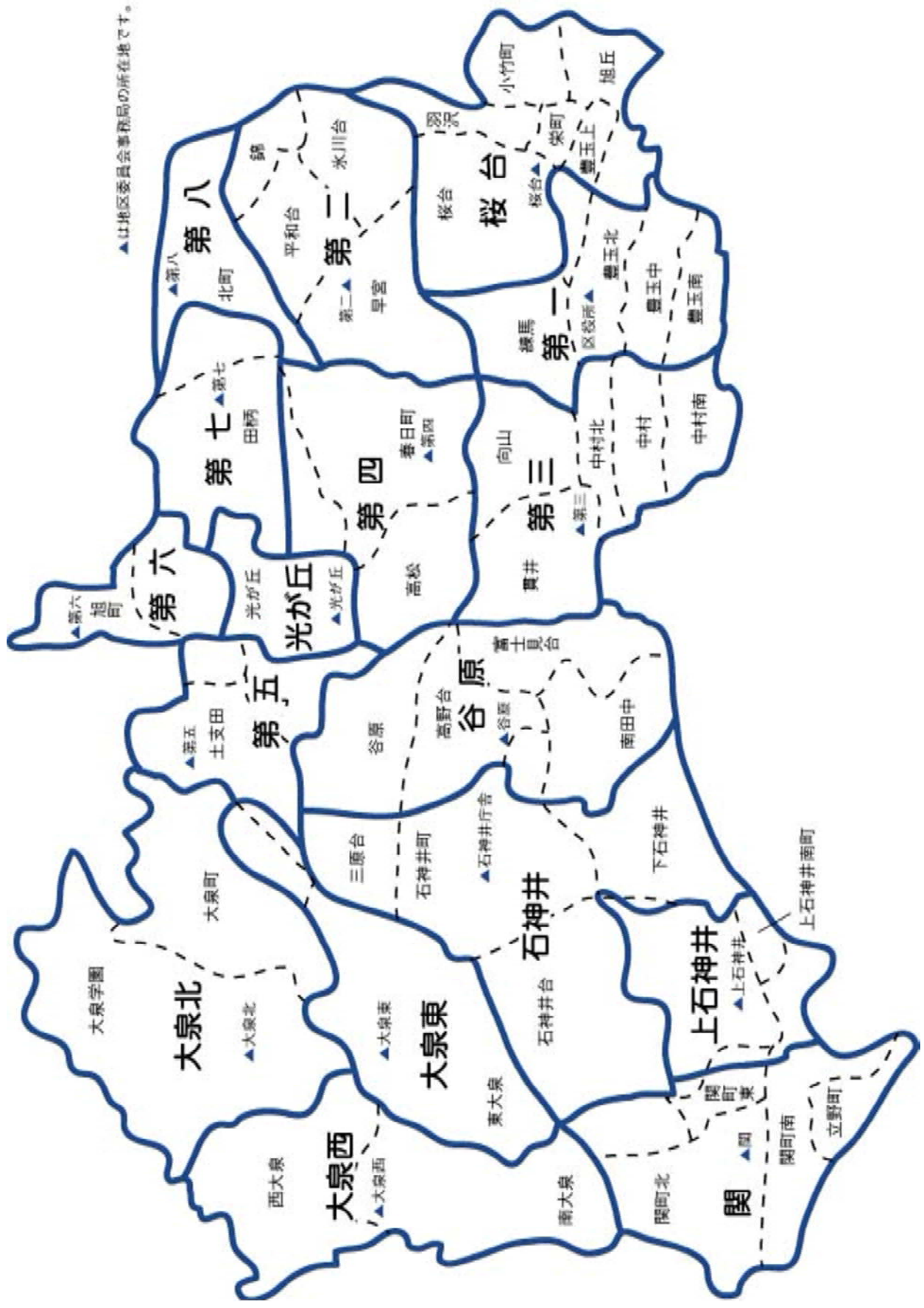
## 8 申込先・問合せ先

〒176-8501 東京都練馬区豊玉北六丁目12-1 練馬区役所本庁舎 11階

練馬区教育委員会事務局こども家庭部青少年課青少年係 電話 03-5984-4691（直通）

9 青少年育成地区委員会一覧

地区委員会名	住所
練馬区青少年育成桜台地区委員会	桜台 1-22-9 桜台地域集会所内
練馬区青少年育成第一地区委員会	豊玉北 6-12-1 練馬区役所内
練馬区青少年育成第二地区委員会	早宮 1-44-19 早宮区民事務所内
練馬区青少年育成第三地区委員会	貫井 1-9-1 中村橋区民センター内
練馬区青少年育成第四地区委員会	春日町 5-30-1 春日町地域集会所内
練馬区青少年育成第五地区委員会	土支田 2-32-8 土支田中央地域集会所内
練馬区青少年育成第六地区委員会	旭町 3-11-6 旭町地域集会所内
練馬区青少年育成第七地区委員会	田柄 2-6-22 田柄地域集会所内
練馬区青少年育成第八地区委員会	北町 2-26-1 北町地区区民館内
練馬区青少年育成光が丘地区委員会	光が丘 2-9-6 光が丘区民センター内
練馬区青少年育成谷原地区委員会	高野台 1-7-29 練馬高野台駅前地域集会所内
練馬区青少年育成石神井地区委員会	石神井町 3-30-26 石神井庁舎内
練馬区青少年育成関地区委員会	関町北 1-7-2 関区民事務所内
練馬区青少年育成上石神井地区委員会	上石神井 1-6-16 上石神井南地域集会所内
練馬区青少年育成大泉東地区委員会	東大泉 1-28-1 リズモ大泉学園 4階公益フロア
練馬区青少年育成大泉西地区委員会	南大泉 5-26-19 南大泉地域集会所内
練馬区青少年育成大泉北地区委員会	大泉学園町 4-21-1 大泉北地域集会所内



▲は地区委員会事務局の所在地です。